

第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）（素案） 及び第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画（素案） に対するパブリックコメント手続実施結果

1. 公表内容

第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）（素案）及び概要版
第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画（素案）及び概要版

2. 実施期間

令和5年(2023年)12月25日(月)から令和6年(2024年)1月24日(水)まで

3. 提出された意見等の数

7人(15件)

4. 実施結果の公表方法

下記の場所で公表します。

- (1) 市ホームページ
- (2) みのおライフプラザ(総合保健福祉センター)1階総合窓口
- (3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階)
- (4) 豊川支所、止々呂美支所
- (5) 障害者福祉センターささゆり園、障害者自立支援センター、光明の郷ケアセンター、中央図書館・東図書館・桜ヶ丘図書館・西南図書館・小野原図書館・船場図書館、西南生涯学習センター、みのお市民活動センター、らいとぴあ21(萱野中央人権文化センター)

※ (2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで

※ (5)は、各施設の開館日、開館時間中

※ 点訳した資料はみのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。

5. 実施結果の公表期間

令和6年(2024年)2月29日(木)から3月28日(木)まで

6. 実施者及び回答者

箕面市保健医療福祉総合審議会

7. 提出された意見等の内容及び審議会の考え方

※ご意見は原則として原文のまま公表しています。ただし、ご意見の趣旨を正確に表現するために必要であると判断した場合、第三者の利益を害する恐れがあると判断した場合は、修正を施しています。

No	いただいたご意見(原文)	箕面市保健医療福祉総合審議会の考え方
1	<p>日頃より箕面市内の障害者、障害児童のためにご尽力をいただきありがとうございます。</p> <p>Nプラン、障害福祉計画のパブリックコメントを拝読し、以下の通り意見いたします。</p> <p>第2部 第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)</p> <p>P18</p> <p>重度障害者の日中活動の場である生活介護の今後の整備必要数について</p> <p>平成29年(2017年)に「重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)」を作成し、(仮称)箕面市立ワークセンター小野原(以下「(仮称)ワークセンター小野原」という。)の整備</p> <p>ワークセンター小野原開所にあたり、今後どのように対応していくのでしょうか？具合案をお示しください。令和10年に本当に開所できるのでしょうか？令和5年は住民説明会などなかったようですが。</p>	<p>(素案関連ページ:P.18)</p> <p>市では重度障害者のための生活介護事業所の整備必要数について、令和5年度に以下のとおり見直しを行いました。</p> <p>(素案関連ページ:P.42~43)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部地域(新施設) <ul style="list-style-type: none"> 開園時期(目標):令和7年7月 整備定員数(予定):新規60人 ・西部地域(市立あかつき園再整備) <ul style="list-style-type: none"> 開園時期(目標):令和8年12月 整備定員数(予定):新規30人 ・東部地域((仮称)ワークセンター小野原) <ul style="list-style-type: none"> 開園時期(目標):令和10年 (令和8年度にニーズ数を再検証する) 整備定員数(予定):最大40人(20~40人) <p>(仮称)ワークセンター小野原の開所にあたって地域の理解を得ることは重要であり、市は予定地での地域防災の取組や地域の多民族フェスティバルなどの場において啓発活動を進めていると聞いています。</p> <p>審議会としても、令和10年の開所目標に向け、啓発活動等の実施や地域住民に対する障害者施策の説明、障害当事者と地域住民が互いに交流を深めていけるような取組を市に求めます。</p>
2	<p>移動支援の充実は、障害当事者にとっても家族にとっても社会生活をする上でとても重要です。</p> <p>移動手段があって外出できることは元気のもとです。バス増便、オレンジゆずるバスやゆずるタクシーの増便をはじめ、タクシーのチケット制や補助制度をとりいれるよう提言します。</p>	<p>(素案関連ページ:P.31~33)</p> <p>障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。</p> <p>令和6年(2024年)3月には北大阪急行電鉄南北線延伸により市内に新駅が開業し、新駅を</p>

		<p>中心としたバス路線網が再編され、オレンジゆずるバスにおいては、ルートの新設により一部区間において便数が増加するなど利便性が向上すると聞いています。また、オレンジゆずるタクシーについては、令和6年度から運営方法が一部変更され、予約がとりづらい状況の解消に努める予定と聞いています。</p>
3	<p>移動支援についてー オレンジゆずるタクシーは、箕面市が全国に誇れる移動手段です。365日運行が決まったようですが、この制度を継続して下さい。障害者の社会参加に重要な移動手段です。</p>	<p>(素案関連ページ:P.31～33) オレンジゆずるタクシーについては、令和6年度から運営方法が一部変更され、予約がとりづらい状況の解消に努める予定と聞いています。</p>
4	<p>防災対策について、市が想定されている災害や福祉避難所等の対策がよくわかりません。地域は高齢者が多く相互支援には困難があります。大地震の教訓を相互に学ぶことが大事と考えます。耐震構造のない建物の点検と周知、耐震のための補助制度が必要と考えます。福祉避難所についても具体的な協議の場が必要と考えます。</p>	<p>(素案関連ページ:P.38) 市では、「箕面市地域防災計画」において、地震や風水害を想定した災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を定め、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の配慮を要する者)のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する「避難行動要支援者」の避難支援や福祉避難所の指定などについて定めています。 また、避難所については、一次避難所は小学校等とされ、福祉避難所(市内福祉施設 13 か所)は二次避難所とされていますが、引き続き福祉避難所に指定している施設と連携して、実際に受け入れる場合の必要な物品や人員体制の確保策の具体的な検討が必要です。 災害時に配慮が必要な方に対する支援体制の整備について、答申書に附言します。 なお、市では、昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築された民間建築物(主に木造住宅)を対象とした耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助制度があり、定期的に個別相談会や耐震事業者の紹介など、住宅の耐震化に関する啓発活動が実施されています。</p>

<p>5</p>	<p>防災について－「個別避難計画」の作成を早急に進めないといけない。 障害当事者も参加した全市一斉総合防災訓練は今年はまだ実行できていないと思います。 取り組みますとあるが(P38)日程を決めて実行する計画をはじめないといけない。 また、障害者は知らない場所での避難所生活は精神的にも肉体的にもパニックになるので、すぐに慣れた場所の「福祉避難所」に行けるように取り組んで下さい。 具合的な取り組みを早くして下さい。</p>	<p>(素案関連ページ:P.38)</p> <p>市では、「個別避難計画」の作成について、避難行動要支援者名簿に搭載されたかたのうち、まずは「ハザードエリア内にお住まいのかたや医療的ケアが必要なかた」を特に個別避難計画の作成の優先度が高いかたとして、令和6年度末までの作成をめざしているとのことであり、早急に作成を進めることが必要です。 また、全市一斉総合防災訓練は毎年1月17日に実施されており、広くどなたでも参加できるものですが、障害者を含めた要支援者の参加がより一層進むよう、地域への働きかけが必要です。 また、避難所については、一次避難所は小学校等とされ、福祉避難所(市内福祉施設13か所)は二次避難所として、個別調整により要配慮者を受け入れることとされています。福祉避難所では、普段から施設に入所・通所されているかたへのサービス継続を前提としつつ、要配慮者の受け入れがスムーズに進むよう、必要な物品や人員体制の確保策の具体的な検討を進めることが必要です。 災害時に配慮が必要なかたに対する支援体制の整備について、答申書に附言します。</p>
<p>6</p>	<p>小野原の施設建設を、近隣住民として強く反対します。 この静かな住宅地を購入したのは、老後も含め、静かに生活したいからです。大勢の人やバスが日常的に騒がしく通る事は、非常にストレスです。毎日、掃き出し窓からその様な騒がしい光景を目にするのは、耐え難く思います。 そうなれば、引っ越したいとさえ思います。 周囲の他の近隣住民たちも、強く反対している人が多いですが、意見を述べたりする事は苦手なのか、デリケートな内容であるから意見が述べにくいのか、私や私の家族に反対してほしいという旨のことを話してきます。</p>	<p>(素案関連ページ:P.42～43)</p> <p>箕面市では、障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人が社会の構成員として尊重され、地域の中で共に等しく暮らしていくことのできる社会が当たり前の社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念としてまちづくりが進められています。 障害者施策を、他人ごとではなく「我がこと」としてとらえ、障害者通所施設の整備に理解をいただけるかたが増えるよう、引き続き市として取り組みを推進することが重要です。 審議会としては、市が令和10年開所を目標とする新施設の整備にあたっては、送迎車両の通行時の安全確保などに努めるとともに、障害者の屋内・屋外活動等については、施設の運</p>

		<p>営活動方針や、市内他施設の日中活動の様子を紹介するなど、周辺地域に対し、必要な説明を行うよう、市に求めます。</p>
7	<p>将来的な目標を掲げることは重要であるが、障がい者に対する世間一般の認識がそれに追いついていないとは言えないのではないか。実際に反対意見が多く出ていることがその証拠である。この認識の違いによって土地の売却価格が下がる可能性は十分に考えられる。資産価値を下げ得る行為であることについて市は補償内容などどう考えているのですか。</p> <p>また、事実障がい者に危険な目に遭わされた者が親族にいる身としては、今回の件は容易には受け入れ難い。過去の資料では障害者の犯罪率に関して文献を引用して述べていたものの、それは障がい者が今回の計画が目指すよりも比較的僻地で暮らす傾向にあった時代のデータであり、この施設が建設されて以降のデータとは多少乖離があるように予想している。障害者が突発的に小さな子供たちを含む通行人に危害を加える可能性も考えられるため、どのような対策を予定しているのか教えてほしい。また、万が一犯罪が発生してしまった場合は、市としての損害賠償および施設の撤去、移転など具体案や対策を予定しているのでしょうか。</p>	<p>(素案関連ページ:P.42~43)</p> <p>箕面市では、障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人が社会の構成員として尊重され、地域の中で共に等しく暮らしていくことのできる社会が当たり前の社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念としてまちづくりが進められています。</p> <p>「障害者に対する世間一般の認識が追いついていない」とのご指摘は、市民や事業者等に対する市の障害者施策の理解促進の取り組みがまだ十分ではないと受け止める必要があります。</p> <p>審議会としては、第2部第2章の「3 第4次長期計画における重点取組」の記載(P.27~28)に加え、第2部第3章の「5 人権施策の推進」において、平成14年度から平成15年度にかけて起きた精神障害者地域生活支援センターの移転反対運動を受けて行われた箕面市人権施策審議会での議論及び提言を再認識し、今後より一層理解促進に取り組んでいく姿勢について、計画書への記載を市に求めますが、ご指摘のような障害者通所施設の整備が土地や建物の資産価値を下げたり、障害者だから通行人に危害を加える可能性が高いという考えはありません。</p>
8	<p>【1】建設予定地である小野原西地区とはH12年6月より実施されていた公園、道路、宅地の整備を目指すという「小野原西特定土地区画整理事業」により、この地域に都市景観形成地区の指定を行い、建築される建物の外観の意匠、用途、敷地面積、建物の高さなどのこの地域独自の厳しい規制をまちづくりルールとして制定した。その後多くの公園や遊歩道がある緑に恵まれたまちが出来上がり、おしゃれなスイーツ、ランチ、コーヒー等の店が立ち並び北摂随一と言われる憧れの街並みとなってい</p>	<p>(素案関連ページ:P.42~43)</p> <p>箕面市では、障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人が社会の構成員として尊重され、地域の中で共に等しく暮らしていくことのできる社会が当たり前の社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念としてまちづくりが進められています。</p> <p>施設の利用者と地域の住民が互いに配慮しながら、地域でともに暮らしていけるよう、市として周辺地域に対し、事業の実施や障害者施策に関する説明や障害当事者と地域住民が互い</p>

る。今回の予定地はこの小野原西のメインストリートから一本北に入った「生産農地」のほぼ中心に位置する。

「週刊ダイヤモンド」2018年2月3日号の「通勤25分圏内の勝つ街負ける街」特集の「関西勝てる街ランキング」では小野原西地区の最寄り駅である大阪モノレール豊川駅が総合偏差値69, 92で総合順位トップになっている。この総合偏差値は10年後の人口増加率、住宅地価上昇率、20～39歳女性人口比率、住宅地価、1世帯当たり人数、平均検索者増減率から算出されており信頼できるデータと考えられる。記事本文には「豊川は、国道171号線という京都市と神戸市を結ぶ大動脈のすぐそばだが、モノレールの駅周辺は栄えているとはいえない。地元関係者によると、『西側に隣接する箕面市の小野原西地区が2000年から10年にかけて再開発された。その影響で周辺地価が上がってきたのではないか』という。』と書かれている。

【2】墓地の大移動による区画整理を強行

「小野原西特定土地区画整理事業」の名のもとに、この地域に元々あった墓地が市によって現在の「小野原墓地」に移動させられた。そして「小野原墓地」用地確保の為、そこでの農業従事者は立ち退きを余儀なくされ、市はただ同然の形式だけの固定資産税負担を条件に誘導し、代替地としてこの小野原西の「生産農地」を提供した。市は普通では考えられぬような卑劣な墓地の大移動を強行したのである。先祖代々が安らかに眠る墓を掘り返され先祖に申し訳ないと悔し涙を流された地元住民もいただろう。そして市は形式的な罪滅ぼしのつもりなのかH16年7月に「小野原墓地」の入口に「記念碑」を設置している。

【3】農業従事者や地元住民への裏切り行為

市は市民の多大な我慢と犠牲をもとに入手したこの「生産農地」に「生産」もしない「農地」でもない都市景観形成に決して寄与することのな

に交流を深める機会などに取り組むことが重要です。

特に、小野原西特定土地区画整理事業に協力された周辺営農者のかた等に対し、当初の説明が十分でなかった反省に立ち、引き続き市として丁寧な理解を求めていく考えであり、また（仮称）ワークセンター小野原の整備予定について予定地に看板も設置すると聞いています。また、重度障害者のための生活介護整備事業所の整備必要数については、市として令和5年度に推計を見直し、障害者手帳所持者数や市内外事業所での受入状況等を反映していること、（仮称）ワークセンター小野原の定員数についても、令和10年開所に向けて令和8年度に再検証するとしていることから、審議会としては、計画書の記載内容の変更は必要ないものと考えます。

なお、審議会としては、市が令和10年開所を目標とする新施設の整備にあたっては、送迎車両の通行時の安全確保などに努めるとともに、障害者の屋内・屋外活動等については、施設の運営活動方針や、市内他施設の日中活動の様子を紹介するなど、周辺地域に対し、必要な説明を行うよう、市に求めます。

い施設を作ろうとしているのである。

さらに上記のような手法で入手した土地に仮に施設を作るとすれば、当然周辺の農業従事者に多大な迷惑をかけることとなる。営農に不可欠な日照や用水の確保を妨げることとなり、更に排水、汚水、騒音、迷惑駐車、排気ガス等の問題で多大な迷惑をかけることとなる。にもかかわらずこれまでの2回の説明会では、数人の農業従事者より補償の質問や要求が出されたが、市側は明確な返答は一切していない。

農業従事者に限らず土地を所有する周辺住民にとってもその不動産の資産価値を大きく下落させ、今後の適正価格での売却を妨げようとしている。

これは市の強硬な都市計画に対して我慢しつつも全面的に協力した農業従事者や地元住民に対する極めて悪質な裏切り行為である。

【4】建設予定地の入手方法

H29年12月この土地の元所有者からの買い取りの市窓口は「みどりまちづくり部」であったが、H30年に実際に購入したのは「地域創造部」で、R1年10月にこの土地を「健康福祉部」に移管した。これは土地ころがし詐欺同然の行為で元所有者や市民の目を巧妙にごまかし施設用地を密かに確保した。そのため元所有者も売却したことを大いに後悔されている。

【5】市側の説明責任放棄、重要データの隠ぺい、誠意のなき対応

現在コロナ禍での市の財政がひっ迫し、北急の延伸、市立病院等施設の移転再配置等多くの課題を抱える中、このセンターを新設する必要性の根拠がほとんど提示されていない。説明会で提示された根拠は施設が必要なのは現状の障害者の人口比から施設不足が予測されるためだけである。現存の施設の稼働率や利用率、現在施設定員不足の為利用できずに困っている方の人数等の説得力のある具体的データの提示を求めたが、担当の職員は「そのよ

うなデータはない」と返答。本当にこのようなデータなしに思いつきで今まで施設を設立、運営していたのであればそれはそれで大問題である。自らの口で新施設の予定定員は60名と述べ、R1年11月18日付の「指定管理者募集要項」では指定管理料の支払い条件として年間稼働率が定員の85%以上と明記されている。少し調べれば簡単にわかるような口先だけの答弁には何の誠意も感じられないだけでなく、市民を完全にバカにしているのである。

立地を小野原西にするのは市東部に施設が充分にないからだけで、通学のリスクや高騰した土地価格を一切考慮に入れないばかりか、市の掲げる集中化効率化を図り財政改革を目指す「新改革プラン」とも大いに矛盾する。

市側はH30年に予算が議決されたことを盾に、市民全体どころか、地域住民や周辺の農業従事者の理解を得ることなく一方的に強引に施設運営業者の選定も計画図の作成も済ませ、令和3年7月から造成工事を開始しようとしていた。

当初市側は説明会を一切予定しておらず、要望があったからと仕方なく第1回を令和2年1月19日に実施したが、その告知はごく一部の周辺住人や農業従事者に限定し、建設予定地に面する農業従事者他数人から告知を受けていないのクレームが説明会の場でも出された。令和3年3月14日、16日の第2回説明会では告知のエリアを小野原の一部地域に拡大したが、令和2年より担当者である健康福祉部職員に再三市民全体に告知すべく市報「もみじだより」に説明会の開催予定を掲載するよう要望しているが完全に無視され続けている。

また説明会の結果報告も「もみじだより」に載せるべきと指摘しても職員は「過去にそのような前例はない」と返答。前例があるかではなく、必要かどうかの議論をしているはずなのに耳を疑うような答弁である。前例がないどころか「もみじだより」令和2年3月号には「新改革プ

ラン」の「パブリックコメント」の結果、賛成反対意見等を掲載している。

市側にやましいことがないのであれば、今後この地域に店舗や住居を構えようと検討している方もいるはずで「(仮称)箕面市立ワークセンター小野原建設予定地」の看板を正々堂々と掲げ彼らや市民に告知すべきである。

【6】子ども達への更なる負担

この予定地は約800人の生徒を抱える市で二番目のマンモス校である市立豊川南小学校の近辺にあり、建物完成前の工事関係車両のみならず完成後も職員、出入り業者、施設側や利用者家族の送迎車両等の多数の車両が通学路を行き来することとなり、従来は通行車両のさほど多くない通学路に慣れ親しんでいる小学生を大いに混乱させ危険な目に合わせるようになるのは間違いない。また小学校から約1キロのところの後に新設された市立第6中学ではなく、校区指定された約2キロ離れた市立第4中学校まで、都市圏では見かけないヘルメットをかぶり通行車両の多い幹線道路である国道171号線を横断し、自転車通学をしている中学生も多数存在している。これは校区の見直しをしていない市の怠慢である。このような現状の安全リスクや不便に加えて、ここに施設ができることにより市が子ども達に更なる負担を強いるのは目に見えている。

【7】地域環境保全の軽視

この小野原西地域は準絶滅危惧種である「ヒメホタル」の生息地帯で、それを市民や来訪者に告知する石碑までが予定地のすぐそばの小野原公園入口に設置されている。もしこの施設が建設されることになれば多数の大型車両の排気ガスなどで大気が汚染され地域の環境が悪化し「ヒメホタル」の生息にも悪影響を及ぼすこととなる。

【8】市側の管理体制への不安

万一この施設が建設された場合を想定し、説明会で「計画図面にある3階を休憩スペースと

して開放するのであれば、利用者の大声や奇声が近隣への迷惑になる」と指摘したところ職員は「他の施設ではそのような事例はないので大丈夫である」と自信満々の返答で、状況認識の不足に驚かされた。またある若手市職員より「建物建設終了までは市が責任を持つ」とはからずも本音？発言があった。これは言い換えれば完成後は報告書の提出等の形式のみの管理に終始し、実際の管理は運営業者への丸投げになることを暗示しているのではなかろうか。

【9】まとめ

以上の問題点がありながら、「ノーマライゼーション」という名のもとに障害者施設の新設のみを聖域化し特別扱いし、コロナ禍にありひっ迫する市の財政状況も顧みず、他の課題との優先順位を考慮にいれないこの暴挙を多数の箕面市民が知るようになれば、どれだけの賛同が得られるというのか。日夜市民の命を守るため懸命に努力してくれている医療従事者、日々生活不安を抱えている人々、当てにしていたアルバイトでの収入もままならず学費等の費用負担に苦しんでいる学生などの理解が本当に得られるのか。それが誰の目にも明らかなため、市民への説明はそっちのけで市側は上記のような悪行を繰り返し入手した土地への施設新設を秘密裏に進めようとしているのだろう。「新改革プラン」の改革の柱3(私有財産の活用)4(全事業の点検)で取り上げ、縦割り行政の既存の枠にとらわれず、周辺に大規模な公園があるため利用者がほとんどなく、雑草が生え放題になっているような公園を有効活用するなど全市民レベルでの柔軟な検討が必要である。

9	<p>東部、中部に障害者施設を建設されているようですが、事業をするに当たってのエネルギーコスト(光熱水費)が経営を圧迫しているとよく耳にしますので、運営にかかる経費削減を図るために、イニシャルコスト(トリプルガラスの採用、断熱材の増強など)を落としすぎないように、イニシャルコスト・ランニングコストを包括的に見た建設をしていただきたい。</p>	<p>(素案関連ページ:P.42~43)</p> <p>ご意見いただいた視点も含め、省エネ対策や温室効果ガス排出の削減等に配慮した施設の整備や効率的な運営に努めるよう、市に求めます。</p>
10	<p>保健・医療の充実は大変大事です。「B型作業所」を運営していますが、身体に障害のある方のリハビリがいかに大事か強く実感しています。せっかく身体状況が改善したものの、「リハビリ」受診の制限があり、リハビリができずに心身の状態が後退する場合があります。心身の健康を保ち、日常の社会生活が円滑におこなうことができるように「リハビリ」の継続を含め医療制度の拡充を求めます。</p>	<p>(素案関連ページ:P.47)</p> <p>障害のあるかたのための医療・リハビリテーションの充実は、障害の軽減を図り、障害のあるかたの自立を促進するために不可欠なものです。ご意見いただいたように、医療保険制度においては、急性期から回復期の重点的なリハビリテーションが対象となっているため、リハビリテーションの標準的な算定日数が設けられています。ただし、高次脳機能障害や重度の頸髄損傷、その他の特定の疾患で「治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合」において、また、脳性麻痺その他の特定の疾患で「患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合」においては、算定日数制限が適用除外になるとされています。</p> <p>制度上、適用除外の対象となる疾患等は限られるものの、対象疾患のあるかたでリハビリテーションの必要があると医師が判断した場合には、リハビリテーションを受けることができるため、適用除外の対象とならないかたについて日数制限されることは、やむを得ないものと考えます。</p>
11	<p>ワークセンター小野原の地域住民の反対やグループホームの反対など障害者に対する差別や偏見がまだまだあります。箕面は近くに大学や大きな病院がある文教的な町です。にもかかわらず偏見や差別が根強くあるのは残念です。子供の頃からの教育の中で取り組み、多様な人たちを理解できる人格となってほしいです。</p>	<p>(素案関連ページ:P.56~57)</p> <p>箕面市では、障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人が社会の構成員として尊重され、地域の中で共に等しく暮らしていくことのできる社会が当たり前の社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念としてまちづくりが進められています。</p> <p>しかしながら、「障害者に対する差別や偏見は</p>

		<p>まだまだある」とのご指摘は、市民や事業者等に対する市の障害者施策の理解促進の取り組みがまだ十分ではないと考えられ、第2部第2章の「3 第4次長期計画における重点取組」にも記載しています(P.27～28)が、加えて、審議会としては、第2部第3章の「5 人権施策の推進」において、平成14年度から平成15年度にかけて起きた精神障害者地域生活支援センターの移転反対運動を受けて行われた箕面市人権施策審議会での議論及び提言を再認識し、今後より一層理解促進に取り組んでいく姿勢について、計画書への記載を市に求めます。</p> <p>また、教育の中での取組も含め、障害者差別解消の取り組みについて一層の推進を図るよう、答申書に附言します。</p>
12	<p>施設入所者を地域に移行させるためには、移行先がないとダメだと思います。箕面市内でのグループホームが賄えるように家賃の補助の継続は必要かと思います。また入所者にも意向の確認をして移行をうながす努力をして下さい。</p>	<p>(素案関連ページ:P.73、P98)</p> <p>施設入所者の地域移行を進めるためには、入居者の重度化・高齢化にも対応できるグループホームの基盤整備が必要です。重度障害者向けのグループホーム整備支援のあり方については、第3部第2章4(1)④サービス見込量確保のための方策(居住系サービス)のなかで、「国庫補助金等を活用した整備促進を進めるとともに、市の障害者グループホーム補助金による整備支援のあり方を検討します。」と記載しています。(P98)</p> <p>地域移行後に安心して地域生活が送れる包括的な支援体制の整備について、答申書に附言します。</p> <p>また、支援体制整備の他、施設入所者への意向確認等を行い、施設入所者の地域移行促進に努めるよう市に求めます。</p>
13	<p>障害福祉の充実と支援について 障害福祉サービスの給付の改善を求めるものです。計画に示されています作業工賃目標達成の工夫はしていますが、画一的には達成は厳しいのではないのでしょうか。</p>	<p>(素案関連ページ:P.77、128)</p> <p>計画に記載している就労継続支援B型事業所の工賃目標値は、市が市内事業所にアンケート調査を行った結果から、平均額として設定していると聞いています。引き続き、障害者優先</p>

	<p>障害福祉の「報酬制度」を抜本的に見直し、報酬基準を日額制から月額制に改めること。障害の特性により作業内容は様々なので、工賃目標達成の可否を報酬減算の対象にしないこと。また、利用者が安心して作業所を利用し、事業所が安定して支援できるために利用者負担をなくすことも重要です。</p> <p>職員については「計画案」にもありますが、専門性を育て、あつい支援ができるように、学ぶ機会や処遇改善等を国や府に求めること等を盛り込んで頂きたい。</p> <p>調達推進法に基づく発注の強化や、市指定ごみ袋製造等にかかる市内複数事業所でのワークシェアなどにより、市内障害福祉サービス事業所等の工賃向上に向け積極的に取り組むよう、市に求めます。</p> <p>障害福祉サービス事業所の報酬及び利用者負担額については、国制度として障害者総合支援法により定められています。</p> <p>制度見直しについては、3年毎に国において検討されますが、日額制による報酬基準、工賃目標達成による報酬減算、利用者負担についての見直しは議論されていません。</p> <p>利用者負担額については、利用者本人及び配偶者が市民税課税である場合は1割負担ですが、多くのかたは該当されないと聞いており、一定の所得があるかたに利用者負担が発生することは制度上やむを得ないものと考えます。</p> <p>なお、就労継続支援B型について、現在は各事業所の平均工賃月額(実績額)を基準に日額報酬が算定されていますが、利用者の障害特性等により平均工賃月額が低くなる課題が指摘されていることから、国の令和6年度報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない利用者等については、工賃支払対象者・工賃総額から除く算定式に見直す方向が示されています。</p> <p>また、介護人材については、これまでも報酬上の処遇改善加算等について、市から国や府へ要望等が行われていますが、ご意見をふまえて、本計画にも追記します。</p>
<p>14</p> <p>第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画 P84 第3部 第2章 障害福祉サービスの内容と見込量 【表13: 第6期の計画と実績値(訪問系サービス)】 居宅介護合計実績(人・時間/月)</p>	<p>(素案関連ページ:P.84)</p> <p>令和2年度以降は、コロナ禍においてサービス利用を必要最小限とする利用者がおられたこと、また令和4年度については、利用者の転出やサービス間の移行等による影響であると聞いています。</p>

	<p>令和2年、令和3年、令和4年と実績人数は増えていますが、時間数は年々減少、特に令和4年度は大幅に減少、対計画比83%となっています。</p> <p>なぜ減少しているのでしょうか？</p> <p>また減少したことにより見られた変化などありましたでしょうか？</p>	
15	<p>障害福祉サービスの充実と数値目標は高らかに上げていますが、箕面市に関わらず全国的に担い手不足がますます深刻化しています。また、採用活動をして、即戦力になりにくい他分野からの中年以降の転職者が多いと耳にします。社会インフラでもあると考えるならば、担い手不足の問題に、どのような取り組みをされていくのでしょうか。担い手不足に起因する質の低下が起これば、「障害者はいらない」という思想に拍車がかかりますので、国に先駆けて先進的な取り組みを切に期待したいと思いません。</p>	<p>(素案関連ページ:P.128)</p> <p>近年、福祉・介護人材は慢性的な不足状態にあり、少子高齢化によってサービスの需要が高まる一方、それを担う人材の供給が追いついていない状況です。人手不足が深刻化する中、介護の現場における人材確保は喫緊の課題と考えます。</p> <p>ご指摘いただいた介護人材確保の取組については、第3部第2章の「5 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項」に記載しており(P.128)、市では、重度訪問介護従業者養成研修・同行援護従業者養成研修・ガイドヘルパー養成研修などの受講支援による、専門知識や支援技術を持つ従事者の養成・確保、また市広報紙特集記事による福祉の仕事の魅力発信や、ハローワーク等と介護の仕事紹介セミナーの共催などに取り組んでいると聞いています。</p> <p>障害者が安心して必要なサービスを受けられるよう、関係機関との連携により、効果的な人材確保の取組を検討するよう答申書に附言します。</p>